

## 第6章

# 今後の取組方針

---

6-1 今後の取組方針

6-2 ソフト施策に関する基本方針



## 第6章 今後の取組方針

### 6-1 今後の取組方針

事前状況調査やまち歩き点検結果においては、ソフト面の取組強化を求める意見が聞かれたことから、今後、大規模なハード事業の必要性が高まるまでは、一定の整備水準を維持するための維持管理の徹底とともに、ソフト施策を中心とした取組が重要になると考えられます。

このことを踏まえ、今後は以下のような取組の展開を官民連携のもとで目指します。

#### ① 劣化状況の早期発見と適時適切な修繕の実施

点字ブロックや白線などの定期的なメンテナンスが課題となっていることから、計画的な定期点検の実施とともに、地元住民との連携・協力も視野に入れた歩行者空間の維持管理体制の構築について検討します。

また、定期点検の結果を踏まえた修繕等を実施する際は、国や県などの関係機関とも連携しながら、適時適切な実施に取り組みます。



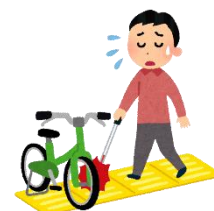
#### ② 計画段階からバリアフリーを意識したまちづくりの推進

新規建設事業や移動の円滑化に関する事業を実施する際は、事前に高齢者・障がい者等、当事者のご意見をお聞きする機会を設けるなど、計画段階からバリアフリーを意識したまちづくりを推進します。



#### ③ 道路空間等の適正利用に関する広報・啓発活動

点字ブロック上に障害物を置いたり、健常者の障がい者用駐車スペースへの駐車など、安全な移動の妨げとなる行為を防止するために、地域住民や施設利用者に対する道路空間等の適正利用に関する広報・啓発活動に取り組みます。



#### ④ 民間施設との連携・協力によるバリアフリー空間の連続性確保

沿道施設へのアプローチ部分の段差解消に向けては、当該事業者等の協力が必要となるため、補助制度の創設により、民間施設との連携・協力によるバリアフリー空間の連続性確保に取り組みます。



#### ⑤ 官民連携によるソフト面における施策展開

高齢者・障がい者等の移動の円滑化を実現するためには、施設の整備（ハード）だけでなく、ソフト面での施策展開が必要です。

特に、バリアフリー化の重要性や高齢者・障がい者等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を推進することが重要であり、官民連携によるソフト面の施策展開に取り組みます。



## 6-2 ソフト施策に関する基本方針

「心のバリアフリー」などのソフト施策については、早期に着手し、継続的に実施していきます。

### 6-2-1 心のバリアフリー社会の創出

- ・市民や通行者が利用しやすいバリアフリー環境を作っていくためには、ユニバーサルデザインによる施設の整備に合わせて、一人ひとりが実際に行動する必要があります。
- ・特に、高齢・障がい等に伴い移動に制約のある方々への理解を深め、思いやりをもって安全な通行に行動に繋がられるよう心のバリアフリーを広めることが重要です。
- ・そのため高齢者・障がい者等への理解とバリアフリー社会を醸成するため、啓発や情報発信に取り組みます。

#### ■取組事例：バリアフリー教室（出典：国土交通省ホームページ）



擬似体験、介助体験、バリアフリー化された施設の体験等

#### ■取組事例：学校におけるバリアフリー教育（出典：交流及び共同学習ガイド 文部科学省）



音楽の授業での交流

交流を重ねることで互いを認め合う

#### ■取組事例：トイレの利用マナー向上のための啓発・情報発信（出典：国土交通所ホームページ）

一般トイレを利用できる方が、多機能トイレを利用すること等により、トイレの様々な設備や機能を真に必要な時に利用できないというお困りの声が寄せられています。

ハード整備と合わせ「心のバリアフリー」を推進する取組の1つとして、国土交通省では、ポスター及びチラシを作成し、トイレの利用マナー啓発の取組を行っています。

利用には時間がかかります。利用したいスペース、利用したい設備もそれぞれ異なります。

**心のバリアフリーを！**

When it comes to how people use restrooms, make your mind "accessible"!

国土交通省 国土交通政策局 国土交通省 国土交通政策局

多機能トイレの利便性向上のための啓発・情報発信

国土交通省 国土交通政策局 国土交通省 国土交通政策局

## 6-2-2 従業員の教育訓練の継続実施

- ・公共交通事業者や生活関連施設の従業員等の高齢者・障がい者等に対する「理解促進」「対応の向上」を図るために、公共交通事業者等は、職員に対する適切な教育訓練を行うよう努めることが求められます。
- ・具体的には、高齢者・障がい者等に対する対応マニュアルの整備、計画的な職員研修（接遇研修や介助研修など）などの実施が考えられます。
- ・多くの施設等で従業員の計画的な教育に取り組まれています。高齢者・障がい者等への理解を深めるため、今後も継続した取組を求めています。

### ■取組事例：介助法研修実施（出典：仙台市交通局ホームページ）

職員が身体の不自由な方や高齢な方への対応・介助法を習得するために、研修を実施しました。

また、駅務助役がサービス介助士2級の養成講座を受講し、資格を取得しています。



### ■取組事例：快適乗車マナーアップキャンペーン実施（出典：仙台市交通局ホームページ）

お客様がバス・地下鉄を快適にご利用いただけるよう、乗車マナーなどについての啓発キャンペーンを継続的に実施しています。



### ■取組事例：バリアフリー情報提供（出典：仙台市交通局ホームページ）

交通局のバリアフリーの取り組み状況やバリアフリー設備について、ホームページなどで情報提供しています。

また、地下鉄駅のバリアフリールートや設備の設置位置などがわかる「地下鉄あんしんガイドブック」を作製し、駅窓口で配布しています。

